

国立大学法人東京農工大学不動産管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学不動産管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第4章 貸付及び借用 (借用)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 財産管理役は、前項の規定により不動産の借用を受けるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした書類を作成し、<u>経営協議会の議を経て</u>学長の承認を得なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第4章 貸付及び借用 (借用)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 財産管理役は、前項の規定により不動産の借用を受けるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした書類を作成し、学長の承認を得なければならない。<u>ただし、借用期間が1ヶ月未満のものについては、当該書類の作成及び学長の承認を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	

附 則 (規程第46号)

この規程は、平成25年11月25日から施行する。